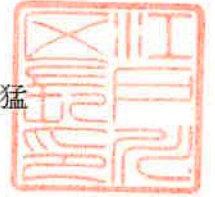


江戸川区公契約審査会
会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 斉藤 猛



諮 問 書

特定公共事業基本計画の作成について、江戸川区公契約条例第 14 条第 3 項の規定により諮問します。

記

| | |
|---|-----------|
| 事業名 | 小・中学校改築事業 |
| 別紙のとおり、上記事業に係る特定公共事業基本計画の作成について、意見を聴取します。 | |

【参考：江戸川区公契約条例】

(特定公共事業基本計画)

- 第十四条 区は、特定公共事業の遂行に当たっては、その事業ごとに求められる実現すべき社会的要請を明らかにした当該事業に係る計画（以下「特定公共事業基本計画」という。）を作成しなければならない。
- 区は、特定公共事業基本計画を作成するときは、あらかじめ、区民及び当該特定公共事業について意見を有する者に意見を提出する機会を与えなければならない。
 - 区は、特定公共事業基本計画を作成するときは、前項の規定によって提出された意見を付して、江戸川区公契約審査会の意見を聴かななければならない。

【別紙】

小・中学校改築事業に係る特定公共事業基本計画の作成について

小・中学校改築事業に係る特定公共事業基本計画は、12 総用送第 53 号の諮問書（平成 24 年 5 月 18 日）に対する答申書（平成 24 年 5 月 18 日）により、以下の 4 つ方針等が指定されています。

- 「学校施設改築の基本的な考え方について～第一次報告～」
- 「学校改築における小学校施設のあり方について」
- 「学校改築における中学校施設のあり方について」
- 「小・中学校改築事業に求められるもの～実現すべき社会的要請～」

この度、新たに作成される「江戸川区小中学校施設改築の基本方針」は、以下の状況等を踏まえ、第一次報告をはじめとする学校改築に係るこれまでの計画を統合し、最新の社会動向や区の方針に即した学校施設改築の基本的な考え方として策定するものです。

- ・ 第一次報告の策定から 15 年以上が経過し、学校施設に求められる仕様の高度化や、工事費の上昇に伴う財政計画の変化など、社会情勢との乖離が生じていること。
- ・ 学校の適正配置や「江戸川区公共施設再編整備計画」など、他の関連計画との整合を図る必要があること。
- ・ 令和 6 年度には「2100 年の江戸川区（共生社会ビジョン）」の実現に向けたアクションの一環として、施設のあり方に関する考え方を示したこと。
- ・ これまでの学校改築事業を通じて、設計手法や事業に関する実務的ノウハウが蓄積されてきているとともに、学校現場からの意見や利用実態に基づく改善点など、貴重な知見が蓄積されてきていること。

つきましては、小・中学校改築事業に係る特定公共事業基本計画として指定していた 4 つの方針等のうち を指定から外し、新たに「江戸川区小中学校施設改築の基本方針」を小・中学校改築事業に係る特定公共事業基本計画に指定します。

なお、 については、小・中学校改築事業において実現すべき社会的要請を明らかにするための具体的内容を示すものであるため、引き続き特定公共事業基本計画に指定します。

【小・中学校改築事業に係る特定公共事業基本計画】

| |
|--|
| 変更前 |
| 「学校施設改築の基本的な考え方について～第一次報告～」 「学校改築における小学校施設のあり方について」 「学校改築における中学校施設のあり方について」 「小・中学校改築事業に求められるもの～実現すべき社会的要請～」 |
| 変更後 |
| 「江戸川区小中学校施設改築の基本方針」 「小・中学校改築事業に求められるもの～実現すべき社会的要請～」 |

令和8年3月30日

江戸川区長 斉藤 猛 殿

江戸川区公契約審査会
会長 鈴木 孝男



答 申 書

令和8年3月30日付け、25 総契送第518号において諮問のあった小・中学校改築事業に係る特定公共事業基本計画の作成について、江戸川区公契約条例第14条第3項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

| | |
|---------------|--|
| 諮問のあった 案件名 | 小・中学校改築事業に係る特定公共事業基本計画の作成について |
| 審議結果・ 答申内容 | 小・中学校改築事業に係る特定公共事業基本計画の作成について、これを認めます。 |